

死亡・重大労働災害の根絶のために

～ 秋季死亡・重大労働災害根絶集中取組期間です～

事業主・労働者の皆様へ

令和2年の労働災害（1～9月速報値）は、休業4日以上之死傷者数が790人となり、前年同期比で+52人（+7.0%）となっています。

とりわけ、9月に3件の死亡災害が相次いで発生し、**死亡者数が10人**（製造業2人、建設業3人、農林業2人、畜産・水産業1人、商業1人、清掃・と畜業1人）と前年同期比で+2人となったことに加え、**重大災害（一時に3人以上の労働者が死傷又は罹病する災害事故）の発生件数も4件**（昨年は年間を通じ0件）となる等、深刻な事態となっています。（裏面参照）

死亡災害や重大災害の発生傾向としては、

- ・有害な化学物質に起因する災害が多い
- ・作業の遂行にあたって、安全な作業方法や作業行動がとられなかったことを要因とするものが多い
- ・死亡災害に限っては50歳代以上の被災者が6名となっておりその半数を超えている状況などがみられます。

こうした状況の下、富山労働局と各労働基準監督署では、死亡災害や重大災害の多発に歯止めをかけるため、

秋季死亡・重大労働災害根絶集中取組期間

令和2年10月15日から令和2年12月31日まで

を定め、これまで以上に事業主や労働者の皆様に労働災害防止に向けて取り組んでいただくよう啓発を行うこととしています。

事業主や労働者の皆様におかれましては、以下の事項についてご留意いただき、関係者が一体となった効果的な安全衛生管理活動の実践により、さらなる労働災害防止の取組強化に努めていただきますようお願いいたします。

1. 経営トップが自ら旗振り役となって安全衛生意識の高揚を図り、安全な職場作りを進めましょう。
2. 作業で取扱う化学物質について、ラベルやSDS（安全データシート）を必ず確認し、必要な保護具を着用し、保護具の交換を早めに行いましょう。
3. 適正な作業手順を定めるとともに、定められていた作業手順を再確認し、その作業手順を遵守して作業を行いましょう。
4. エイジフレンドリーガイドラインを踏まえ、高年齢労働者の健康や体力の状況を把握し、高年齢労働者の特性に配慮した職場環境の改善、安全衛生教育を実施しましょう。



富山労働局・各労働基準監督署

(R2.10)



死亡災害一覧(富山県内・令和2年1～9月)

番号	発生月	業種	年代	経験年数	災害発生状況
1	3月	新聞販売業	50歳代	1年未満	新聞を配達するため、被災者が運転していた軽自動車が電柱に衝突、搬送先の病院で死亡した。
2	4月	農業	60歳代	1年未満	被災者がフォークリフトによるはい崩し作業中、下段の土嚢からこぼれ出た内容物を清掃していたところ、上段の土嚢(約1トン、高さ80cm)が落下しその下敷きとなり窒息、死亡した。
3	4月	漁業	50歳代	1年	被災者は漁船に乗り、定置網の引き上げ作業を行っていたところ、海中に転落し水死した。
4	4月	産業廃棄物処理業	50歳代	4年	被災者は、パッカー車(ゴミ収集車)で収集した古紙類を出先の作業所で廃棄する作業を一人で行っていたところ、パッカー車後部の圧縮板に頸部を挟まれ死亡した。
5	5月	その他の製造業	30歳代	9年	被災者は、午前中より屋外において機械修理を行っていたところ、正午過ぎ頃までに体調を崩し、日陰で横になっていた。その後、事務所の休憩所で休憩するも体調が改善せず、夕方、救急車で病院へ搬送されたものの、熱中症が原因で死亡した。
6	7月	その他の建築工事業	30歳代	2年	高所作業車を使用して作業を行っていたところ、突然天井のスプリンクラーに高所作業車のバケットが激突し、死亡した。
7	8月	建築設備工事業	30歳代	6年	被災者は、既存建築物の天井裏で電気配線の変更作業を行っていたが、意識のない状態で発見され、その後死亡した。ペンチ使用時に誤って感電したものと推定される。
8	9月	橋梁建設工事業	20歳代	1年	被災者は、橋梁の塗料を剥がすための剥離剤吹付け作業を行っていたところ、倒れているのを発見され、その後死亡した。
9	9月	自動車整備業	70歳代	8年	被災者は、使用済のドラム缶をガスバーナーで溶断したところ、突然ドラム缶が爆発した。その際、被災者の顔面にドラム缶、ガスバーナーが当たり、その勢いで地面に頭を強打した。病院搬送後、死亡した。
10	9月	林業	70歳代	2年	木材運搬のため、被災者がトラックの荷台上で木材の荷締め作業をしていたところ、突然トラックが逸走した。その途中で、被災者が荷台から木材とともに沢に転落し、出血性ショックで死亡した。

重大災害(一時に3人以上が死傷)一覧(富山県内・令和2年1～9月)

番号	発生月	業種	年代	災害発生状況
1	4月	病院	20代2名 30代1名	給食の作業において、圧力鍋でゼンマイを煮込んでいたところ、50分経過してもフロート(鍋内の圧力を下げる弁)が上がらないため、水をかけてから蓋を開けたところ、中のゼンマイと湯が噴き出し、作業員3名らが顔面や上肢を火傷し受診に至ったもの。
2	6月	食料品製造業	30代2名 40代2名	オゾン水によりペットボトルの内部殺菌処理作業をしていたところ、作業室内にオゾンが充満し、作業員4名らが同時に受診に至ったもの。
3	8月	自動車整備業	20代3名 40代1名	苛性ソーダを積載したトレーラーの横転事故の処理のため、そのレッカー移動作業に従事していた際、作業員ら4名が苛性ソーダに触れたため受診に至ったもの。
4	9月	橋梁建設工事業	10代1名 20代2名 30代1名 40代2名	橋梁の塗料を剥がすための剥離剤吹付け作業を行っていたところ、作業員1名が死亡し、同時に作業を行っていた5名の作業員らが体調不良等を訴え受診に至ったもの。

印は同一の労働災害です。